

本稿を書いている段階では、平成23年度税制改正についての議論はまとまっていない。若干憶測めくが、23年度改正に予定されている、所得税改正における新しい動きについて書いてみたい。

米国のようにサラリーマンが全員確定申告する制度（以下「自主申告制度」という）は、納税者としての自覚が高まり、タックスペイヤーとして税金の使途を監視する目を養うことになる。米国独立につながった一連の事件はすべて税金から始まっている。印紙税に反対する「代表なくして課税なし」原則や、ボストン・ティー・パーティー事件の経験は、今日の米国で税金の使途に対する政治運動として再び注目を浴びている。

わが国のサラリーマンには、会社による年末調整で申告が完結する簡素な制度が採られてきた。納税者、税務当局双方の負担を軽減する効率的な制度であるが、年末調整を行う会社の事務負担を当然の前提としてきた。また、年末調整を行うための情報がプライバシーの問題を引き起こしている。

そこで、わが国でも、米国のように実額の経費が概算控除額を超える場合にはそれを控除することができる、選択的自主申告制度を導入すべきではないかという声が出始めていた。そのような状況の中、政府税制調査会で、特定支出控除（実額控除）の拡充、給与所得控除の縮小、税・社会保障共通番号制度の導入の3つが議論され、前2者は平成23年度税制改正で手当てされることとなり、自主申告制度に向けての大きな一歩が開かれた。

仕事のスキルアップを図るために必要な書籍購入費や新聞代が控除できたり、仕事に関連した各種学校に通う費用が経費となれば、自らの人的資本の価値向上が可能になる。経済成長の

根源は、人的価値の向上なので、経済に与える中長期の影響は大きい。将来的には、米国、英国、フランスなどで導入されている、ベビー・シッター代など子育てに必要な経費を実額控除できるようにして、少子化対策に役立てる政策税制の導入も可能となる。

問題は、納税者や税務署の手間をどう簡素化するかということである。そこで、税・社会保障共通番号を導入し、e-Taxと組み合わせた簡素なシステムを構築することが必要となる。

現在、e-Taxを利用するためには、自治体窓口で住基カードを発行してもらう必要がある。その中に格納されている電子証明書（公的個人認証等を用いた証明書）をICカードリーダーに読み込ませて、「利用者識別番号」を取得する。さらに、電子証明書等の初期登録を行い、「利用者識別番号」とパスワードによるログインをして初めて可能になる。このような面倒な手続きをする必要があるの

は、e-Taxを利用する人だけに「利用者識別番号」を振る方式をとっていることと、なりすまし、改ざん防止のために高度な本人確認を行っていることによる。納税者番号が入ると、利用者識別番号取得までのプロセスが省略され利便性は高まるが、電子証明書の取得と公的個人認証が必要なので、それが電子申告の普及を妨げる障害になる可能性は高い。

そこで今後は、セキュリティーの懸念を払しょくしつつ、簡素化していく工夫をしていく必要がある。欧州諸国では、例えば目的に応じてセキュリティーのレベルを使い分けるとか、銀行の認証システムを活用するといった対応で、セキュリティーの懸念と簡便性の両立を図っている。

平成23年度税制改正には、そのような新たな税制に向けての萌芽がみられるのである。

税制之理
◆第46回◆
自主申告制度と
e-Tax
森信茂樹
ジャパンタックスインスティテュート所長
中央大学法科大学院教授